

帯広圏デジタル化推進構想（骨子）

令和5年3月

帯広圏デジタル化推進協議会

1 1市3町で取組を進める背景

（1）国のデジタル田園都市国家構想

国全体でのデジタル化を加速するため、国では、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、各自治体にも、地方版の総合戦略の策定を求めている。また、その中では施策間連携や地域間連携の重要性についても記載されている。

（2）生活圏としての特長と一定の規模感

帯広市、音更町、芽室町及び幕別町の1市3町においては、昭和45年に帯広圏都市計画区域を決定して以来、平成5年には、地方拠点法に基づく「帯広圏地方拠点都市地域」を形成するなど、都市圏として連携してきた経過がある。生活圏としての一体性と一定の規模感を基に、共通する地域課題に取り組んでいくことで、サービス普及や利便性向上の効果が大きくなるとともに、効率的なサービス導入、展開を図ることができる。

（3）デジタルの特性

デジタルデータの効果的な活用には、一定規模のデータ集積が重要であり、システム運用の効率性でもスケールメリットが期待できる。

また、産業・技術・観光等に関するデータや人材を蓄積することにより、大都市での集積に負けない産業創出が可能な環境を生み出すことが可能となる。

2 基本的考え方と戦略

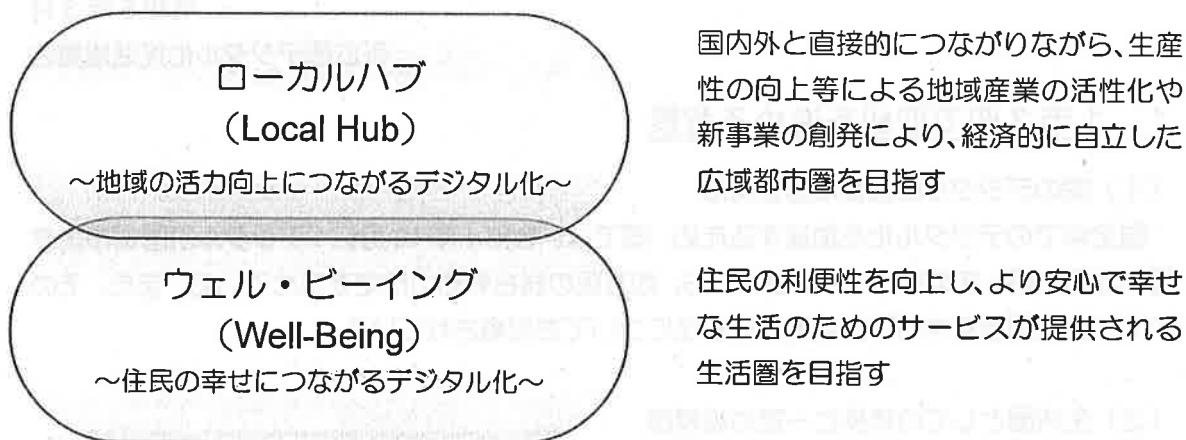
デジタル化により、データを活用した、住民一人ひとりに合わせた情報提供や、時間的・距離的制約の低減など、様々な形での住民生活における利便性向上が期待できる。

また、地域産業においては、業務の効率化による生産性の向上はもとより、テレワークなどによる働き方の多様化、ロボットなどによる労働力の確保、さらには取引先の多様化などのメリットが考えられ、帯広圏を起点として十勝圏域の産業・経済活性化につなげる可能性が広がっている。

一方で、大都市圏への情報の集中により、地域圏の競争力が相対的に低下する可能性が高まるなど、負の影響も与えうるものである。

こうしたことを踏まえ、短期的には、身近な住民サービスの向上に取り組みながら、中長期的なスパンでデジタルを活用した地域産業の活力向上を図る必要があり、この2軸を戦略とし、そのもとに4つの目指す方向性を位置づける。

2つの戦略



目指す方向性

- 生活圏としての住民向けデジタルサービスの共通化
通勤通学や買い物など、生活圏としての一体性を踏まえ、仕事や生活の中で共通して行う手続きなどを中心にデジタル化を図る。
- デジタル化による地域産業の進化
フードバーとかちなど、十勝全体でのこれまでの取り組みを踏まえて、産業分野でのデジタル活用による生産性向上や働き方改革、起業・創業の活性化を図り、更なる成長力向上を目指す。
- デジタルの力で輝き続ける環境づくり
次世代が、将来にわたって、デジタルを活用できる環境づくりを図るとともに、継続的にデジタル活用に取り組んでいくための人材育成を目指す。
- 関係人口や将来の住民に向けた圏域の魅力向上と発信
ワーケーションなど、デジタル技術を活用し、都市部の利便性を享受しつつ、この地に来なければできない体験を促進し、域外との更なる交流拡大を目指す。

3 推進手法

(1) 圏域内外での好事例の横展開を進める

圏域内での先行好事例は、積極的に他の自治体も取り入れる。また、将来的な十勝エリアの他町村への効果的な取組の横展開も見据えた情報共有を図る。

(2) スモールスタートで、できるところから始める

小さくても成功例を積み上げていくことが重要であり、必ずしも4自治体が同時になく、準備が整ったところから、できることをまず始めてみる。

(3) デジタルに慣れ親しんだ世代から広げていく

まずは、デジタル機器に慣れており、仕事や子育て等で時間の取りにくい世代などを主要なターゲットに想定してデジタルサービスを展開し、その後、全体への浸透を図る。

4 重点的に取り組む分野とテーマの例

現段階で想定している重点分野とテーマについて、下記に記載する。

行政手続：転出や転入届等、共通のオンライン手続きの導入

ヘルスケア：アプリ活用による健康増進や保健情報の提供

子育て：子育てに関する手続きの簡素化や情報の共有

教育：デジタル人材の育成、ICTを活用した教育の推進、学校情報の配信

公共交通：自動運転、MaaSなど圏域内の移動サービスの試行的取組

食・農業：DX促進による地域産業の支援、農業関連データの共有・活用の検討

観光：リアルとバーチャルの融合による体験の充実、イベント情報等の共有

エネルギー：デジタルを活用した新事業の創出

※最終的にはアドバイザリーボードにおいて議論の上で決定することとし、議論の内容を
限定するものではない。

5 構想の位置づけ

本構想は、帯広圏の1市3町において、デジタル化に取り組む基本的な考え方や方向性を共有するものであり、各自治体における総合計画や総合戦略等の既存の計画との関係や位置づけについては、自治体ごとの実情に即し整理するものとする。

なお、構想の期間は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略も踏まえ、令和5年度から概ね5年程度とするが、デジタル分野における技術の進展のスピードや社会情勢の変化に鑑み、必要に応じて見直しを行う。

6 今後のスケジュール（案）

有識者で構成するアドバイザリーボードを設置し、構想の具体的な分野や想定取組について検討を進め、令和5年9月頃を目途に、構想を決定する。

令和5年4月頃 アドバイザリーボードの設置、第1回会議開催

5月頃 第2回アドバイザリーボード会議の開催

7月頃 第3回アドバイザリーボード会議の開催

8月頃 協議会の開催（アドバイザリーボードの協議の中間報告）

9月頃 第4回アドバイザリーボード会議の開催、構想案作成

9月頃 協議会の開催（構想案の協議）